

京 都 大 学 人 権 委 員 会 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学人権委員会規程 (平成16年達示第147号)</p> <p>(前 略) (雑則)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>総務部総務課及び人事課</u>において処理する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学における公益通報者の保護等に関する規程 (平成17年達示第88号)</p> <p>(前 略) (定義)</p> <p>第2条 } 2 } (略) 3 } (1)・(2) }</p> <p>4 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第12節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）並びに事務本部の各部、プロボストオフィス、<u>監査担当事務室</u>及び公正調査監査室並びに各共通事務部をいう。 (総括者)</p> <p>第3条 本学における公益通報の処理に関しては、<u>法務・コンプライアンス担当</u>の副学長（以下「担当副学長」という。）が総括する。 (通報窓口)</p> <p>第4条 本学における公益通報及び公益通報に関する相談に対応するため、<u>監査室</u>及び学外の法律事務所 に、通報窓口を置く。 2 通報窓口を担当者を置き、<u>監査室員</u>又は前項の法律事務所の弁護士をもって充てる。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程 (平成17年達示第66号)</p> <p>(前 略)</p>	<p>(雑則)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>総務部総務課及び公正調査監査室</u>において処理する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } 2 } (同 左) 3 } (1)・(2) }</p> <p>4 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第12節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）並びに事務本部の各部、プロボストオフィス及び<u>公正調査監査室</u>並びに各共通事務部をいう。 (総括者)</p> <p>第3条 本学における公益通報の処理に関しては、<u>公正調査監査担当</u>の副学長（以下「担当副学長」という。）が総括する。 (通報窓口)</p> <p>第4条 本学における公益通報及び公益通報に関する相談に対応するため、<u>公正調査監査室</u>及び学外の法律事務所 に、通報窓口を置く。 2 通報窓口を担当者を置き、<u>公正調査監査室の職員</u>又は前項の法律事務所の弁護士をもって充てる。</p>

改正前	改正後
<p>(担当副学長の責務)</p> <p>第3条 <u>法務・コンプライアンス担当</u>の副学長（以下「担当副学長」という。）は、本学におけるハラスメントの防止等に関し、総括し、研修、啓発活動その他ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合には適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(中 略)</p> <p>(相談等への対応)</p> <p>第7条 教職員及び学生等からのハラスメントに関する相談及び苦情の申出（以下「相談等」という。）に対応するため、全学の相談窓口を学生総合支援センター及び<u>総務部人事課</u>に、部局の相談窓口を各部局に置く。</p> <p>2 前項の相談窓口に相談員複数名を置く。</p> <p>3 相談員は、全学の相談窓口にあつては学生総合支援センター又は<u>総務部人事課</u>の、部局の相談窓口にあつては当該部局の教職員のうちから、その長が指名する。この場合において、相談員には男女各1名以上が含まれなければならない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(担当副学長の責務)</p> <p>第3条 <u>公正調査監査担当</u>の副学長（以下「担当副学長」という。）は、本学におけるハラスメントの防止等に関し、総括し、研修、啓発活動その他ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合には適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(相談等への対応)</p> <p>第7条 教職員及び学生等からのハラスメントに関する相談及び苦情の申出（以下「相談等」という。）に対応するため、全学の相談窓口を学生総合支援センター及び<u>公正調査監査室</u>に、部局の相談窓口を各部局に置く。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 相談員は、全学の相談窓口にあつては学生総合支援センター又は<u>公正調査監査室</u>の、部局の相談窓口にあつては当該部局の教職員のうちから、その長が指名する。この場合において、相談員には男女各1名以上が含まれなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員早期退職規程 (平成22年達示第23号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(申出の方法)</p> <p>第4条 早期退職制度により退職を希望する教職員は、当該募集において定められた期間内に、教員（教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。以下同じ。）にあつては所属する学系又は全学教員部の長（全学教員部にあつては当該教員が所属する全学機能組織を担当する理事）、教員以外の教職員にあつては所属する部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）、事務本部の各部、プロボストオフィス、<u>監査担当事務室</u>及び公正調査監査室並びに各共通事務部をいう。以下同じ。）の長に対しその旨を申し出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程</p>	<p>(申出の方法)</p> <p>第4条 早期退職制度により退職を希望する教職員は、当該募集において定められた期間内に、教員（教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。以下同じ。）にあつては所属する学系又は全学教員部の長（全学教員部にあつては当該教員が所属する全学機能組織を担当する理事）、教員以外の教職員にあつては所属する部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）、事務本部の各部、プロボストオフィス及び公正調査監査室並びに各共通事務部をいう。以下同じ。）の長に対しその旨を申し出なければならない。</p> <p>2 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
(平成26年達示第38号)	
(前 略)	
(組織体制)	(組織体制)
第8条 本学の競争的資金等を適正に運営及び管理並びにコンプライアンス教育の実施状況を把握及び検証する組織として、最高管理責任者の下に競争的資金等の不正防止計画推進室（以下「不正防止計画推進室」という。）を置く。	第8条
2 不正防止計画推進室は、次の各号に掲げる者で組織する。	2
(1) 統括管理責任者	(1) (同 左)
(2) 副統括管理責任者	(2)
(3) 総務担当の理事	(3)
(4) 産官学連携担当の理事	(4)
(5) 法務・コンプライアンス担当の副学長	(5)
(6) 総務部長	(6)
(7) 財務部長	(7)
(8) 研究推進部長	(8)
(9) 最高管理責任者が指名する理事又は教職員 若干名	(9) <u>公正調査監査室長</u>
(10) 最高管理責任者が必要と認める学外の有識者 若干名	(10) 最高管理責任者が指名する理事又は教職員 若干名
3・4	3・4
5	5
(1)～(5) } (略)	(1)～(5) } (同 左)
6 不正防止計画推進室の事務は、 <u>監査担当事務室</u> 、財務部監理課ほか事務本部各部等の協力を得て、研究推進部において処理する。	6 不正防止計画推進室の事務は、 <u>公正調査監査室</u> 、財務部監理課ほか事務本部各部等の協力を得て、研究推進部において処理する。
(中 略)	
(監査)	(監査)
第11条 <u>監査室</u> は、統括管理責任者等及び不正防止計画推進室の競争的資金等の適正な運営、管理及び統括状況並びに部局におけるコンプライアンス教育の実施に係る取組状況を監査する。	第11条 <u>公正調査監査室</u> は、統括管理責任者等及び不正防止計画推進室の競争的資金等の適正な運営、管理及び統括状況並びに部局におけるコンプライアンス教育の実施に係る取組状況を監査する。
(中 略)	
(通報窓口)	(通報窓口)
第13条 本学における競争的資金等の不正使用に関する学内外からの通報に対応するため、 <u>監査室</u> に通報窓口を置く。	第13条 本学における競争的資金等の不正使用に関する学内外からの通報に対応するため、 <u>公正調査監査室</u> に通報窓口を置く。
2・3 (略)	2・3 (同 左)
4 <u>監査室</u> は、通報を受けた場合は、速やかに統括管理責任者に報告するとともに、関係部局の部局管理責任者又は事務本部関係各部に通知するものとする。	4 <u>公正調査監査室</u> は、通報を受けた場合は、速やかに統括管理責任者に報告するとともに、関係部局の部局管理責任者又は事務本部関係各部に通知するものとする。
(後 略)	

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">京都大学における安全保障輸出管理に関する規程 (平成22年達示第67号)</p> <p>(前 略) (定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）並びに事務本部の各部、プロボストオフィス、<u>監査担当事務室及び公正調査監査室並びに各共通事務部をいう。</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1)～(7) }</p> <p>(8) 「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）並びに事務本部の各部、プロボストオフィス及び公正調査監査室並びに各共通事務部をいう。</p>
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学旅費規程 (平成18年達示第36号)</p> <p>(前 略) (用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 部局 各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）並びに事務本部の各部、プロボストオフィス、<u>監査担当事務室及び公正調査監査室並びに各共通事務部をいう。</u></p> <p>(7) } (略)</p> <p>2 } (後 略)</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1)～(5) }</p> <p>(6) 部局 各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）並びに事務本部の各部、プロボストオフィス及び公正調査監査室並びに各共通事務部をいう。</p> <p>(7) } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p style="text-align: center;">附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p>